

公益信託アジア コミュニティ トラスト変更同意書

共同受託者三井住友信託銀行株式会社（以下「代表受託者」という。）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、及び株式会社りそな銀行並びに信託管理人（以下「本同意書当事者」と総称する。）は、委託者故今井 保太郎及び財団法人エム アール エイハウス、並びに受託者三井信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東洋信託銀行株式会社、中央信託銀行株式会社、日本信託銀行株式会社及び株式会社大和銀行の間で締結された 1979 年 11 月 7 日付け公益信託アジア コミュニティ トラスト契約書（締結日以降の変更を含む。以下「旧契約」という。）を、旧契約第 36 条に基づき別添「公益信託アジア コミュニティ トラスト契約書」の通り変更すること（以下「本変更」という。）に合意した。

また、信託管理人は、本変更について、旧契約第 36 条に基づきここに承認した。

この変更同意書は、5 通作成し、共同受託者及び信託管理人がそれぞれ 1 通ずつ保有するものとする。

2026 年 6 月 9 日

共同受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 米山 学朋



共同受託者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 窪田 博



共同受託者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 笹田 賢一



共同受託者 大阪府大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 千田 一弘



信託管理人

太田 達男

以 上



公益信託アジア コミュニティ トラスト契約書

第1章 総 則

(設定の趣旨)

第1条 委託者故今井 保太郎及び一般財団法人MRAハウスは、我が国とアジア諸国の相互理解の増進が我が国の発展にもたらす意義とこれら諸国における社会開発、教育、文化の振興に対する純民間レベルの協力の重要性を認識し、これらに資する事業のため自己の財産を提供するとともに、この趣旨に共鳴する社会一般からの資金の拠出を期待して、この公益信託を設定する。

(名 称)

第2条 この公益信託の名称は、「公益信託アジア コミュニティ トラスト」(英文名 The Asian Community Trust)とする。

2. この公益信託は公益信託に関する法律(令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。)第8条に規定する特定資産公益信託とする。

(委託者)

第3条 この公益信託の委託者は、故今井 保太郎()及び一般財団法人MRAハウス(東京都港区南麻布4丁目9番17号)(以下「共同委託者」という。)とする。

2. 共同委託者はこの公益信託に関して何らの権利も有しない。

3. 共同委託者の地位は相続されない。

(受託者)

第4条 この公益信託の受託者は、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行(以下「共同受託者」という。)とする。

2. 受託者に関する事項は、別紙1「受託者規則」(以下「受託者規則」という。)に定めるとおりとする。

3. 共同受託者は、この公益信託の信託目的の達成のため、法令及び本契約の本旨に従い、本契約及び受託者規則に掲げる公益信託事務を行う。

4. 共同受託者は、この公益信託の目的、本契約の定め及び法令に従い善良な管理者の注意を怠らない限り、原因の如何にかかわらず、信託財産に生じた損害について、その損失を補填する責任を負わない。

(信託目的)

第5条 この公益信託は、第1条の設定趣旨に基づき信託財産の収益又は元本をもつてアジア諸国における社会開発、学術研究、教育、文化、農業、青少年育成等の振興に資する事業に助成を与えることにより、我が国とこれら諸国との相互理解の増進に寄与する公益事務を行うことのみを目的とする。

(公益事務)

第6条 この公益信託は、前条の信託目的を達成するため、次に掲げる公益事務を行う。

- (1) アジア諸国における農業の振興及び社会開発に寄与する事業に対する助成
 - (2) アジア諸国における学術研究及び教育・文化の振興に関する事業に対する助成
 - (3) アジア諸国における医療、保健衛生及び社会福祉の向上に寄与する事業に対する助成
 - (4) アジア諸国における青少年の健全な育成に寄与する事業に対する助成
 - (5) アジア諸国における自然環境の保護その他人間環境の保全に寄与する事業に対する助成
 - (6) その他、信託目的を達成するために適切と認められる事業に対する助成
2. 前項の公益事務は、アジア諸国にて行うものとする。

(信託財産)

第7条 本契約の締結日におけるこの公益信託の信託財産は、以下のとおりとする。

合同運用指定金銭信託受益権 259,179,422 円也

2. 共同委託者のいずれも、共同受託者の承諾を得て、金銭を前項に定める財産に追加して、信託することができる。
3. 共同受託者は、この公益信託の信託目的に賛同して第三者から金銭による寄附の申出があったときは、公益事務の運営に支障がないと認める場合に、これを承認し、受領することができる。
4. 共同受託者は、信託財産について信託の登記若しくは登録又は信託の表示及び記載を行う。ただし、共同受託者が不要と認める場合、これを省略することができる。

(財産の給付方法)

第8条 共同受託者は、この公益信託の財産から生ずる収益及び元本をもつて、第6条に定める公益事務を行うものとし、その細目は、事業年度毎に受託者規則に従い事業計画書を作成してこれを実施する。

2. 受託者は、受託者規則に定める事業計画書及び収支予算書の範囲内で、別紙2「給付金給付規程」に基づき、第6条第1項に定める公益事務を遂行する。

(信託期間)

第9条 信託期間は、次項に定めるこの公益信託の効力発生の日から、第18条による信託終了の日までとする。

2. この公益信託の効力発生の日は、本契約の締結日とする。

第2章 信託管理人及び機関

第1節 信託管理人

(信託管理人)

第10条 この公益信託に信託管理人1名以上3名以内を置き、信託管理人が2名以上置かれている場合には信託管理人全員の協議によりそのうち1名を代表信託管理人として選任する。

2. 本契約の締結日におけるこの公益信託の信託管理人は、太田 達男（住所：

及び樽本 哲（

とし、上記両名の協議により代表信託管理人を太田 達男と定めたことを確認する。

3. 信託管理人に関する事項は、別紙3「信託管理人規則」（以下「信託管理人規則」という。）に定めるとおりとする。

4. この公益信託に信託管理人が2名以上置かれている場合、公益信託法その他の法令及び本契約に定める信託管理人の権限に属する行為をするときは、全員の協議に基づく合意により共同で行う。ただし、協議を開始した日から14日以内に全員の協議が調わないときは、代表信託管理人の決定することによる。

第2節 選考委員会

(設 置)

第11条 共同受託者は、この公益信託の公益信託事務の全部又は一部について専門性・公正性等を補うため、必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組みとして、公益信託アジア コミュニティ トラスト選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。なお、選考委員会は、公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号。以下「公益信託規則」という。）第1条第13号に定める合議制機関とする。

2. 選考委員会及び選考委員に関する事項は、別紙4「選考委員会運営規則」(以下「選考委員会運営規則」という。)に定めるとおりとする。

第3章 事業の執行

(書類の備置き及び閲覧等)

第12条 共同受託者は、それぞれの事務所に、受託者規則に定める事業計画書等及び受託者規則に定める信託帳簿等を備え置かなければならない。

(一般基金及び特別基金)

第13条 共同受託者は、公益事務を実施するに当たり、一般基金を設定できる他、特定の公益事務を実施する目的のために特別基金を設定することができる。一般基金及び特別基金の計算は、基金毎にこれを行うものとする。

2. 共同受託者は、必要がある場合、各特別基金に係る諮問委員会を設置することができる。
3. 本同意書当事者は、三井信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東洋信託銀行株式会社、中央信託銀行株式会社、日本信託銀行株式会社及び株式会社大和銀行の間の1983年6月25日付「特別基金の共同受託に関する協定書」その他本契約の締結日までに本同意書当事者の全員又は一部が当事者となって締結されたこの公益信託の特別基金又は特別寄付に関する契約、合意、取決め等(以下当該「特別基金の共同受託に関する協定書」と併せて「特別基金に関する契約」と総称する。)は、いずれも本契約の締結日において有効であることを確認する。
4. 公益信託法その他の法令の新設若しくは改廃又は本契約の締結により、特別基金に関する契約において引用する各法令、条項数又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設若しくは改正又は本契約締結の趣旨を考慮の上、当該新設若しくは改正後の法令又は本契約の実質的に応答する規定に読み替えるものとする。

第4章 資産の管理、運用

(運用方法)

第14条 共同受託者は、この公益信託の信託財産に属する金銭を次のものに運用し、安定した収益の確保を図るものとする。

- (1) 合同運用信託の受益権
- (2) 国債又は地方債（以下「国債等」という。）
- (3) 銀行預金及び郵便貯金
- (4) その他前記各号に準ずるもの

2. 共同受託者は、前項に規定する信託財産の運用に当たっては、共同受託者が別紙 5「信託財産運用基準」に基づき適正にこれを行うものとする。

（共同受託者の公益信託報酬）

第 15 条 共同受託者は、別紙 6「共同受託者報酬收受基準」に従って公益信託報酬を収受する。

2. 前項に規定する公益信託報酬には、共同受託者がその職務を遂行するに当たって通常必要となる事務処理に要する費用（人件費、物件費、その他これに類するもの）が含まれるものとする。
3. 共同受託者、信託管理人は協議のうえ新たな受託者の公益信託報酬の收受基準を定めることができる。かかる場合、共同受託者は第 26 条の規定に基づき当該公益信託報酬に係る信託の変更の認可を行政庁に求めることができるものとする。

（実 費）

第 16 条 信託財産からの支払に関する事項は、別紙 7「信託財産からの支払に係る規則」（以下「信託財産からの支払に係る規則」という。）に定めるとおりとする。

2. 共同受託者は、信託財産からの支払に係る規則に定める実費を信託財産の中から支弁することができるものとする。
3. 共同受託者は、信託財産からの支払に係る規則第 1 条第 10 号に規定する支出をする必要が生じた場合で、かつその金額が 50 万円を超えるときは、事前に信託管理人の同意を得なければならない。
4. 共同受託者は、第 14 条第 1 項に定める信託財産の運用に係る収入に相当する額を上回る額を、毎事業年度において公益信託事務の遂行に要する支出に充当する。

（事業年度及び決算期）

第 17 条 この公益信託の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2. この公益信託の決算期は、毎年 3 月末日、信託終了時及び共同受託者の全部が辞任した時とする。
3. 前項の計算については、信託管理人に報告し承認を得るものとする。

第5章 信託の終了等

(信託の終了原因)

第18条 この公益信託は、次の各号の一に該当する場合においては終了させるものとする。なお、この公益信託は、共同委託者及び信託管理人の合意により終了することができないものとする。

- (1) この公益信託の信託目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき
- (2) 信託財産が消滅したとき
- (3) 信託財産が5,000,000円を下回ったとき。ただし、信託財産が同金額を下回った時点において、同時点以後も、第6条第1項に定める公益事務及び第16条第1項に定める支出を継続することが相当であると共同受託者が判断し、信託管理人がこれに同意した場合は、この限りでない。
- (4) 共同受託者の全部又は信託管理人の全部が欠けた場合であって、新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）が就任しない状態が1年継続したとき（当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る申請に対する処分がされていない場合は、当該認可を拒否する処分があったとき）
- (5) 前4号に規定する場合のほか、信託法（平成18年法律第108号。以下「信託法」という。）第163条第4号から第8号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき
- (6) 第29条第2項に定める場合に該当することとなったとき

2. 共同受託者は、前項第1号ないし第6号の場合には、当該原因が生じた後速やかに行政庁に報告しなければならない。

(残余財産の帰属)

第19条 この公益信託の帰属権利者は、共同受託者が公益信託法第8条第13号に規定する者の中から信託管理人の同意を得て選定した者とする。

(最終計算及び信託財産の交付)

第20条 清算受託者は、第18条の規定により信託が終了した場合には、速やかに最終計算書を作成し、信託管理人及び帰属権利者の承認を得なければならない。

2. 清算受託者は、信託終了の際に残余財産があるときは、信託管理人の承認を得て、前条に規定する帰属権利者に遅滞なく交付しなければならない。
3. 清算受託者は、公益信託の清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(受託者の辞任)

第 21 条 共同受託者の全部又は一部は、やむを得ない事情が生じたときは、信託管理人の承認を得た場合に限り、その任を辞することができるものとする。

(新受託者の選任)

第 22 条 前条により共同受託者の全部又は一部が辞任した場合及び信託法第 58 条第 4 項の規定に基づき裁判所により共同受託者の全部又は一部が解任された場合においては、信託管理人は、選考委員会の同意を得て新受託者を選任することができるものとする。ただし、信託管理人が新受託者を選任することができない等、必要があると認めるときは、信託管理人は、裁判所に対して、その選任の申立てを行わなければならない。

2. 共同受託者全部が辞任した場合には、共同受託者は、信託事務の計算を行い、信託管理人の立合いのもとに信託財産を新受託者に引き渡し、事務の引継ぎを行う。

第 6 章 雑 則

(信託事務)

第 23 条 共同受託者間においては、三井住友信託銀行株式会社をその代表者とする。

2. この公益信託事務の処理及びその分担、その他必要な事項については別紙 8 「共同受託に関する規則」(以下「共同受託に関する規則」という。)に定めるところによるものとする。
3. 共同受託者は、相互に協力し公益信託事務の処理に遺漏のないことを期するものとする。

(事務の委託)

第 24 条 共同受託者は、特別の必要がある場合には、信託管理人の同意を得て信託事務の一部を第三者に委託できるものとする。

2. 事務の委託に関する事項は、別紙 9 「信託事務の外部委託に係る規則」(以下「信託事務の外部委託に係る規則」という。)に定めるとおりとする。

(解 除)

第 25 条 この公益信託は、解除することができない。

(条項の変更等並びに関連諸規程の制定及び改廃)

第 26 条 共同受託者は信託管理人の承認を得、かつ行政庁の認可を得て、契約条項を変更することができるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、公益信託規則第 11 条に規定する軽微な変更に該当する場合においては、共同受託者は、信託管理人の同意を得て、契約条項を変更することができる。この場合、行政庁に対して公益信託の変更等を行った旨の届出を遅滞なく行うものとする。

3. この公益信託の公益信託事務の処理に係る規程は、これを別に定めることができる。当該規程（共同受託者の内部規程はこれに含まれない。）の制定及び改廃は、共同受託者が、信託管理人の同意を得て行うものとする。

(引用条文等の変更)

第 27 条 法令改正により、本契約にて引用する法令等の条項番号等に変更が生じた場合には、改正後の条項番号に自動的に読み替えられるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 この公益信託に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(反社会勢力)

第 29 条 委託者一般財団法人 MRA ハウスは、自身が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、反社会的勢力との関係及び反社会的勢力による不当な行為を行わないことを確約する。これらの表明及び確約の内容の詳細については、別紙 10「反社会的勢力の排除に係る規則」（以下「反社会的勢力の排除に係る規則」という。）に定めるところによる。

2. 共同委託者が、暴力団員等（反社会的勢力の排除に係る規則第 1 条に定める意味を有する。以下同じ。）若しくは反社会的勢力の排除に係る規則第 2 条各号のいずれかに該当し、若しくは反社会的勢力の排除に係る規則第 3 条各号のいずれかに該当する行為をし、又は前項及び反社会的勢力の排除に係る規則の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、この公益信託を継続することが不適切である場合には、共同受託者は、直ちにこの公益信託を終了することができる。公益信託の終了に伴い費用が発生し、若しくは損害が生じた場合には、共同受託者は前記の場合に該当した委託者に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。

3. 共同受託者は、信託管理人及び選考委員（以下本条において「信託管理人等」

という。)の就任に際し、信託管理人等に対し、第1項に定めるのと同じ表明・確約を行わせるものとする。

4. 信託管理人等が、暴力団員等若しくは反社会的勢力の排除に係る規則第2条各号のいずれかに該当し、若しくは反社会的勢力の排除に係る規則第3条各号のいずれかに該当する行為をし、又は前項及び反社会的勢力の排除に係る規則の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、その職務を継続させることが不適切である場合には、共同受託者は、信託管理人規則第4条第1号及び選考委員会運営規則第7条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該信託管理人等を解任することができる。当該解任に伴い費用が発生し、又は損害が生じた場合には、共同受託者は解任された信託管理人等に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。

(守秘義務)

第30条 共同委託者、共同受託者、信託管理人及び選考委員はこの公益信託の事務に関して知り得た情報については適切に管理するものとし、守秘義務を負うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、共同委託者、共同受託者、信託管理人及び選考委員は、監督官庁その他の国内外の公的機関等から法令・規則・司法手続・行政上の監督権限に基づく開示請求があった場合、委嘱する弁護士、公認会計士、税理士等を開示する場合、並びに共同受託者が三井住友トラストグループ株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ又は株式会社りそなホールディングスに開示する場合については、当該情報を必要であると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。

(指定紛争解決機関)

第31条 共同受託者が手続実施基本契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）に定義される。）を締結する指定紛争解決機関は、一般社団法人 信託協会（連絡先：信託相談所、電話番号：0120-817335 又は 03-6206-3988）とする。

以 上

受託者規則

(受託者の業務)

第1条 本契約に定める事項の他に、共同受託者は以下の信託事務を行う。ただし、「共同受託に関する規則」第2条に定める代表受託者が単独で処理すべき公益信託事務及びこれに付随する事務を除く。

- (1) 公益信託認可（公益信託の変更又は公益信託の併合若しくは分割に係るものを含む。）に関する事項
- (2) 公益信託事務の処理の方針（事業計画書及び収支予算書並びに本契約に基づき策定される規程を含む。）の決定に関する事項
- (3) 信託財産の受入れ、運用及び支出に関する事項
- (4) 財産目録等（公益信託法第20条第4項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。）の作成（変更を含む。）及び閲覧、備置き、提出に関する事項
- (5) 助成金等の給付の対象、金額、方法の決定及び給付に関する事項
- (6) 助成事業の募集、受付、選考資料作成、助成金給付に関する事務
- (7) 受給者からの報告書受付、取り纏めに関する事務
- (8) 広報及び募金活動に関する事務
- (9) 受給者の顕彰や交流に関する事務
- (10) 選考委員会の開催に関する事項
- (11) 信託管理人の選任、解任及び報酬の支給に関する事項
- (12) 選考委員会の委員の委嘱、再任、補充又は解任及び報酬に関する事項
- (13) 行政庁による報告徴収及び立入検査に関する事項
- (14) 信託の終了、最終計算及び信託の終了時における残余財産の帰属に関する事項
- (15) 前各号のほか、この公益信託の目的を達成するために必要と認められる事項

第2条 共同受託者は、毎年3月末日までに、三井住友信託銀行株式会社の内部規程に基づき、翌事業年度に係る、公益信託規則第39条第1項に規定する事業計画書、収支予算書及びその他の書類（以下、総称して「事業計画書等」という。）を作成し、事業計画書及び収支予算書については信託管理人の承認を得て、事業計画書等を行政庁に届け出なければならない。事業年度の途中に当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を変更する場合も同様とする。

第3条 共同受託者は、本契約第6条第1項に規定する公益事務を行うに当たっては、前条の事業計画書及び収支予算書の範囲内で、給付金給付規程に基づき、当該公益事務

を遂行する。

第4条 共同受託者は、毎事業年度経過後3か月以内に、共同受託者の内部規程に基づき、前事業年度に係る次に掲げる書類（以下、総称して「信託帳簿等」という。）を作成し、信託管理人の承認を得て、行政庁に提出しなければならない。

- (1) 「公益信託に関する法律第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1項第3号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令」（令和7年内閣府・法務省令第3号。以下「合同命令」という。）第19条第2項に規定する公益信託の信託帳簿
- (2) 合同命令第19条第3項に規定する公益信託の財産状況開示資料（「収支決算書」、「財産目録」、「信託概況報告」）
- (3) 受託者等名簿
- (4) 公益信託報酬の支払基準を記載した書類
- (5) 公益信託規則第40条第1項第1号及び第2号に規定する書類

2. 共同受託者は、前項に定める収支決算書及び財産目録の作成については、現金主義を基本とした一般に公正妥当と認められる信託の会計慣行、及び合同命令第19条並びに共同受託者の内部規程に従うものとする。

以 上

給付金給付規程

(給付対象)

第1条 給付対象は、次の事業を行う団体又は個人とする。

- (1) 開発途上地域にあるアジア諸国における農業の振興及び社会開発に寄与する事業
- (2) 開発途上地域にあるアジア諸国における学術研究及び教育・文化の振興に関する事業
- (3) 開発途上地域にあるアジア諸国における医療、保険衛生及び社会福祉の向上に寄与する事業
- (4) 開発途上地域にあるアジア諸国における青少年の健全な育成に寄与する事業
- (5) 開発途上地域にあるアジア諸国における自然環境の保護その他人間環境の保全に寄与する事業

(募集方法)

第2条 代表受託者は、選考委員会の意見を聴き、給付対象者の募集要項を作成し、適切な方法により公募する。

(審査基準)

第3条 給付先の選考にあたっては、次の事項を基準として審査する。

- (1) 事業の適格性と実現可能性
- (2) 事業の緊急性と重要性
- (3) 申請者の当該事業に対する過去の実績
- (4) 他からの助成の可能性

(申請方法)

第4条 給付を受けようとする者は、申請書に必要事項を記入のうえ申請する。

(給付金の使途及び対象となる期間)

第5条 給付金は、対象事業の遂行に直接必要な経費に充当するものとし、その対象となる期間は特別の事情がない限り、給付決定から1年とする。

(給付の決定)

第6条 給付先及び給付金額は、各年度の事業計画に基づき、申請書等の資料により選考委員会で審査し、その助言又は勧告に基づき共同受託者が決定する。

(給付決定の通知及び給付協定書の締結)

第7条 給付先及び給付金額を決定したときは、代表受託者は速やかに申請者に対し給付決定を通知する。

2. 前項の通知を受けた申請者は、直ちに所定の給付協定書を代表受託者との間で締結する。

(給付金受領書の提出)

第8条 給付金の給付を受けた者は、直ちに給付金受領書を、この公益信託の事務局（「信託事務の外部委託に係る規則」に定める委託先をいう）に提出しなければならない。但し、前条第2項の給付協定書記載の銀行口座を通じて受領した場合は不要とする。

(報告等の義務)

第9条 給付金の給付を受けた者は、その事業の経過及び結果を報告書に記入の上、事務局に提出しなければならない。

2. 給付金の給付を受けた者は、その事業の成果等に関する資料・刊行物等を作成した場合は、これを事務局に提出しなければならない。
3. 給付金の給付を受けた者が、その事業を実施するとき又はその事業の成果等を公表するときは、公益信託アジア コミュニティ トラストの給付による旨を明示しなければならない。

(給付金の返還)

第10条 受領者が次のいずれかに該当するときは、共同受託者は、既に給付した給付金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより給付金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 給付金を申請書記載の事項以外のために費消したとき。

(その他)

第11条 当規程に定めのない事項又は当規程の各条項の適用に疑義を生じた事項については、共同受託者は選考委員会に諮問し、その助言又は勧告に従うものとする。

以 上

信託管理人規則

(信託管理人の任期)

第1条 信託管理人の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された信託管理人の任期は、前任者の残任期間とする。

(信託管理人の年齢)

第2条 信託管理人の選任時又は任期更新時の年齢は、原則として18歳以上、80歳未満とする。

(信託管理人の辞任)

第3条 信託管理人は、やむを得ない事情がある場合において、共同受託者の同意を得て辞任することができる。

(信託管理人の解任及び新信託管理人の選任等)

第4条 信託管理人の解任、辞任後の届出、新信託管理人の選任、認可申請及び事務引継ぎその他必要な手続については、以下に定めるところによる。

(1) 解任事由（一般）	共同受託者は、外部弁護士へ諮問のうえ、信託管理人が次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、信託管理人を解任することができる。 ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき ② 海難事故等により生死不明の状態が6か月以上続いたとき ③ 職務上の義務違反その他信託管理人としてふさわしくない行為があったと認められるとき
(2) 解任事由（特則）	前号にかかわらず、信託管理人が公益信託法第9条第4号に列挙する事由に該当することが判明したとき又は本契約第29条第4項に定める場合に該当したときは、共同受託者は直ちに信託管理人を解任することができる。当該解任に伴い費用が発生し、又は損害が生じた場合には、共同受託者は解任された信託管理人に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。
(3) 辞任・解任の届出	信託管理人が辞任し、又は解任された場合には、共同受

	託者は、行政庁にその旨を届け出なければならない。
(4) 新信託管理人の選任	信託管理人の任務が終了した場合であって、当該終了により本契約第10条第1項に定める最低人数を下回るときには、前信託管理人は、速やかに新信託管理人を選任しなければならない。ただし、前信託管理人が新信託管理人を選任できない事情があるとき及び第2号により解任された場合には、三井住友信託銀行株式会社の内部規程に基づき共同受託者が新信託管理人を選任することができる。
(5) 認可申請	前号により新信託管理人を選任した場合には、共同受託者は、行政庁の認可を申請しなければならない。
(6) 事務引継ぎ	信託管理人の任務が終了した場合（心身状態により引継ぎが困難と認められる場合又は生死不明の場合を除く。）、前信託管理人は、遅滞なく、新信託管理人又は既に就任している他の信託管理人が公益信託事務を処理するために必要な事務の引継ぎをしなければならない。

(信託管理人の任務・権限)

第5条 信託管理人は、以下に定める事項その他本契約に定める事項について、共同受託者から報告を求め同意若しくは承認をし又は本契約に定める権限を行使することができる。

- (1) 「受託者規則」第2条に定める事業計画書及びこれに伴う収支予算書に関する事項（その変更を含む。）
- (2) 「受託者規則」第4条に定める信託帳簿等に関する事項
- (3) 選考委員会の選考委員の委嘱、再任、補充又は解任に関する事項
- (4) 信託の変更に関する事項
- (5) 受託者の選任、辞任及び任務終了時の信託財産の引渡し及び事務の引継ぎに関する事項
- (6) 信託財産からの支払に係る規則第1条第9号に関する事項
- (7) 信託財産の損失てん補に関する事項
- (8) 受託者の公益信託報酬に関する事項
- (9) 選考委員会の選考委員の報酬に関する事項
- (10) 別紙及び関連諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (11) 信託の終了及び清算に関する事項
- (12) 信託の併合又は分割に関する事項
- (13) 公益信託事務の委託に関する事項

- (1 4) 信託法第 31 条第 1 項各号に規定する行為に関する事項
 - (1 5) 公益信託法施行規則第 44 条に規定する書類に関する事項
 - (1 6) 信託法第 32 条第 1 項に規定する行為に関する事項
 - (1 7) 前各号のほか、公益信託法第 33 条第 3 項において読み替えて適用する信託法により受益者の権利と定められた事項に関する一切の事項
2. 信託管理人は、以下に定める事項について、受託者から報告を求める。
- (1) 公益信託事務の処理の状況に関する事項

(信託管理人に対する報酬支払基準)

- 第 6 条 信託管理人の報酬は、1 事業年度当たり 5 万円（消費税及び地方消費税が必要な場合は、別途相当額を支払う。）とする。かかる報酬に費用は含まれない。
2. 報酬は、事業年度単位で定額支給する。ただし、事業年度途中において任務が終了する場合、終了日がその事業年度の開始日から起算して 6 か月未満であるときは前項の報酬額の二分の一の金額を支払うものとする。
3. 共同受託者は、信託管理人に対し、交通費等その任務を遂行する上に必要な費用を別表 1「遠方交通費及び宿泊費」に基づき支払うことができる。
4. 共同受託者、信託管理人は協議のうえ信託管理人の新たな報酬の支払基準を定めることができる。かかる協議が調った場合、共同受託者は本契約第 26 条の規定に基づき当該報酬に係る信託の変更の認可を行政庁に求めるものとする。

別表 1 遠方交通費及び宿泊費

以 上

選考委員会運営規則

(選考委員の業務)

第1条 選考委員会は、本契約に定める事項のほか、以下の業務を行う。

- (1) 本契約第6条第1項に定める事業に係る助成を受ける先（以下「助成先」という。）の選考及び助成額の決定等について、当規則に基づき、共同受託者に対し、助言又は勧告すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、共同受託者の諮問に応じ、この公益信託の選考に係る事業の実施につき、必要と認める事項について助言すること。
- (3) 受託者欠缺の際に新受託者の就任に同意すること。

(選考委員の定員)

第2条 選考委員会は3名以上7名以内の選考委員をもって構成する。

(選考委員の選任)

第3条 共同受託者は、この公益信託の目的に関し専門的知識を有する者又は学識経験を有する者の中から信託管理人の承認を得て、選考委員を委嘱する。ただし、共同委託者及び共同委託者の関係する企業の役職員が三分の一を超えて就任してはならない。

(選考委員の任期)

第4条 選考委員の任期は、2年とし、再任後の任期も同様とする。ただし、補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者（補欠の場合）又は既存の選考委員（増員の場合）の残任期間とする。

(選考委員の再任)

第5条 選考委員は、その再任を妨げない。ただし、以下の場合は再任されない。

- (1) 選考委員の任期満了日の1か月前までに、選考委員又は共同受託者のいずれか一方から他方に対して、書面による任期満了の意思表示がされたとき。
 - (2) 信託管理人が反対の意思表示をしたとき。
2. 選考委員の再任は、任期到来時の年齢が80歳以上の場合は、原則として行わないこととする。

(選考委員の辞任)

第6条 選考委員は共同受託者の同意を得て、辞任することができる。

(選考委員の解任)

第7条 共同受託者は、選考委員が次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由がある

ときは、信託管理人の同意を得うえて、選考委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 海難事故等により生死不明の状態が6か月以上続いたとき
 - (3) 職務上の義務違反その他選考委員としてふさわしくない行為があったと認められるとき
2. 前項にかかわらず、選考委員が公益信託法第9条第4号に列挙する事由に該当することが判明したとき又は本契約第29条第4項に定める場合に該当したときは、共同受託者は直ちに選考委員を解任することができる。当該解任に伴い費用が発生し、又は損害が生じた場合には、共同受託者は解任された選考委員に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。

(選考委員長の選任)

第8条 選考委員は互選により選考委員長を定める。

(選考委員会の開催方法)

第9条 選考委員会の開催方法は、以下のいずれかとする。

- (1) 対面による開催
- (2) WEB会議システムを利用したオンライン開催
- (3) 前2号の併用による開催
- (4) 前3号によらず、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（メール等）により表決する方式

(選考委員会への出席)

第10条 選考委員会への出席は、以下の通りとする。

- (1) 第9条第1号乃至第3号の場合
会議への出席、又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（メール等）をもって表決し、又は他の選考委員を代理人として表決委任する。
- (2) 第9条第4号の場合
書面又は電磁的方法（メール等）により表決を共同受託者あてに提出する。かかる場合、共同受託者は当該書面又は当該メール等を第15条に規定する期間、保存するものとする。

(選考委員会の定足数)

第11条 選考委員会の開催には、選考委員の過半数の出席を要する。

(選考委員会の議事進行)

第12条 選考委員会の議長は、選考委員長とする。選考委員長に事故あるときは、出席した選考委員の互選により議長を選任する。

(選考委員会の決議)

第 13 条 選考委員会の決議は、出席した選考委員の過半数の賛成により行い、可否同数の場合は、選考委員長がこれを決定する。

(選考委員会の議事録の確認方法)

第 14 条 選考委員会の議事録の確認方法は、以下の通りとする。

- (1) 署名による確認
- (2) 電磁的方法（メール等）による確認。この場合、共同受託者は当該メール等を次条に規定する期間、保存するものとする。

(選考委員会議事録の保管期間)

第 15 条 選考委員会議事録の保管期間は、選考委員会の開催日から 10 年間とする。

(選考委員に対する報酬支払基準)

第 16 条 選考委員の報酬は、選考委員長は 1 事業年度当たり 5 万円（消費税及び地方消費税が必要な場合は、別途相当額を支払う。）、選考委員は 1 事業年度当たり 3 万円（消費税及び地方消費税が必要な場合は、別途相当額を支払う。）とする。

2. 報酬は、事業年度単位で定額支給する。ただし、当該事業年度において選考委員が選考に関与しなかった場合、当該選考委員に対する当該事業年度の報酬は支払われない。
3. 共同受託者は、選考委員に対し、調査費、交通費等その任務を遂行する上に必要な費用を別表 1「遠方交通費及び宿泊費」に基づき支払うことができる。

別表 1 遠方交通費及び宿泊費

以 上

信託財産運用基準

(運営の基本方針)

第 1 条 信託財産の運用にあたっては、安全性及び流動性確保を基本とする。

(金銭の運用)

第 2 条 共同受託者は、信託財産に属する金銭について、その管理、運用上必要を認めたときは、他の公益信託と合同して運用することができるものとする。

2. 前項の運用には、共同受託者のそれぞれを受託者とする信託受益権への運用を含むものとする。
3. 共同受託者は、信託財産に関し、次に掲げる取引を行う場合がある。この場合、共同受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託の目的の達成の支障とならないものとして以下に定める条件に従わなければならない。

(1) 本契約第 14 条第 1 項第 1 号の信託受益権のうち共同受託者をその信託の受託者とするものへの運用	当該信託受益権に係る信託における他の受益者との契約条件に照らして信託財産に不利益を与えるものでないもの
(2) 本契約第 14 条第 1 項第 2 号の国債等への運用	共同受託者は、信託の目的に照らして合理的に必要なと認める場合には、国債等の売買取引（売買の委託を含む。）を共同受託者の銀行勘定、共同受託者の利害関係人又は他の信託の信託財産との間で行うことができる。この場合は、次に定める方法による取引を行うものとする。 ①金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。）にあつては、取引所金融商品市場において行う方法又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う方法 ②店頭売買有価証券にあつては店頭売買有価証券市場において行う方法又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う方法 ③前 2 号に掲げる有価証券以外の有価証券にあつ

	ては、前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う方法
(3)本契約第 14 条第 1 項第 3 号の預金のうち共同受託者の銀行勘定を預入先とする預金への運用	共同受託者の店頭に表示（掲示、備置き等による方法を含む。）する利率により付利する。

4. 共同受託者は、信託財産の運用に際し、この公益信託の専用口座（銀行・信託・証券）を利用し、当該専用口座ではこの公益信託の信託財産と固有財産又は他の信託財産とを混蔵してはならない。
5. 共同受託者は、運用による収益を信託財産として取り扱う。

（国債等の運用）

第 3 条 本契約第 14 条第 1 項第 2 号の規定する国債等の運用にあたっては、下記方針にて行う。

- (1) 運用対象は、市場性、安定性の観点から国債を原則とし、地方債に運用する場合は、都道府県債のみを対象とする。
- (2) 購入する国債等の残存期間は、原則として 20 年以内とする。
- (3) 購入した国債等は、中途換金の際の額面割れリスクを避ける観点から、償還日まで保有することを原則とする。

以 上

共同受託者報酬収受基準

(受託者に対する公益信託報酬)

- 第1条 共同受託者は、本契約第15条に基づき、公益信託報酬として別表2「公益信託受託者報酬テーブル」に基づき算出した金額を信託財産より収受するものとする。
2. 事業規模及び公益信託事務内容の恒常的な変化（原則計画ベースで事業規模や業務量の変化が3年継続することをいう。ただし、これに該当しない場合であっても、共同受託者及び信託管理人の協議により妥当と認めるときには、この限りでない。）等により公益信託受託者信託報酬を変更するときは、共同受託者は信託管理人の承認を受ける。
 3. 信託管理人は公益信託事務内容の恒常的な変化等による定常報酬変更について共同受託者へ勧告することができる。
 4. 公益信託受託者報酬に対応する期間が12か月に満たないときは月割計算とする。
 5. 共同受託者は、公益信託報酬とともに、公益信託報酬に伴う消費税及び地方消費税相当額を収受する。

(受託者に対する公益信託報酬の特則)

- 第2条 前条第1項にかかわらず、以下の各期間における公益信託受託者報酬は、それぞれ以下のとおりとする。
- (1) 公益信託の認可の日から2028年3月31日まで
信託財産残高に対し年1,000分の15の割合（ただし、信託財産のうち共同受託者のそれぞれを受託者とする合同運用信託の受益権に運用する部分の信託財産残高については、年1,000分の5の割合）を乗じた金額
 - (2) 2028年4月1日以降
年250万円（消費税及び地方消費税が必要な場合は、別途相当額を支払う。）。ただし、事由の如何を問わず、共同受託者及び特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21の間の平成24年9月11日付「信託事務の委任に関する協定書」（その後の変更を含む。）が終了した場合は、前条第1項の定めに従う。

(共同受託者間の分配)

- 第3条 共同受託者間の公益信託報酬の分配は、「共同受託に関する規則」に基づくものとする。

別表 2 公益信託受託者報酬テーブル

以 上

信託財産からの支払に係る規則

(信託財産から支払う費用)

第 1 条 信託財産から支払う費用は以下とする。

- (1) 本契約第 6 条第 1 項に規定する助成金等の給付
- (2) 「信託管理人規則」第 6 条に規定する信託管理人に対して支払う報酬及び費用並びに「選考委員会規則」第 16 条に規定する選考委員に対し支払う報酬及び費用
- (3) 選考委員会の開催に係る会議費、交通費
- (4) 本契約第 15 条第 1 項に規定する公益信託報酬
- (5) 租税公課
- (6) 送金手数料（公益信託の共同受託者の銀行勘定に送金事務を委託する場合があり、その場合の手数料を含む。かかる手数料の金額は共同受託者の店頭に表示（掲示、備置等による方法を含む。）する額による。）、通信費、印刷費、運送費、旅費及び交通費
- (7) 公益信託事務の委託に要する費用
- (8) 社外専門家への諮問に要する費用（第 2 号及び第 4 号に含まれるものを除く。）
- (9) 公益信託の認可申請若しくは変更認可申請又は終了の手續に要する費用（信託管理人の同意を得たものに限る。）
- (10) その他前各号に付随する費用

以 上

共同受託に関する規則

第 1 条 共同受託者が、それぞれ単独で処理すべき信託事務は、次のとおりとする。

- (1) 本規則第 6 条により各共同受託者に配分又は移管された財産の受入、管理及び運用
- (2) 本契約第 7 条第 3 項により寄附された財産のうち、当該共同受託者が受領した財産の受入、管理及び運用
2. 前項にかかわらず、各共同受託者の管理、運用につき、他の共同受託者の全部又は一部が必要と認めたときは、共同受託者において協議するものとする。

第 2 条 共同受託者のうち本契約第 23 条第 1 項に定める共同受託者の代表者（以下「代表受託者」という。）が単独で処理すべき信託事務及びこれに付随する事務は、次のとおりとする。

- (1) 本契約第 7 条第 1 項及び第 2 項に定める財産の受入れ
- (2) 受託者規則第 2 条に定める事業計画書及び収支予算書の作成
- (3) 本契約第 8 条第 2 項に定める公益事務の遂行
- (4) 受託者規則第 4 条第 1 項第 2 号に定める信託概況報告及び収支決算書の作成
- (5) 年次報告書の作成
- (6) 共同受託者間の資金調整及びその他共同受託者に対する折衝、連絡事務
- (7) 共同委託者、本契約第 10 条第 2 項に定める信託管理人、本契約第 11 条に定める選考委員会及び本契約第 24 条第 1 項に定める事務委託先との折衝、連絡事務
- (8) 行政庁との折衝、連絡事務
- (9) その他前各号に定める事務に付随する事務

第 3 条 本契約に基づき設定された公益信託アジア コミュニティ トラスト（以下「本信託」という。）が受け入れた寄附金の管理、運用については、次のとおりとする。

- (1) 共同受託者がそれぞれ単独で受け入れた寄附金については、原則として一旦別段預金に入金し、1 カ月分をとりまとめて毎月末に本信託に入金する。
共同受託者が上記と異なる取扱いをする場合には、代表受託者と協議するものとする。
- (2) 共同受託者が郵便局経由で受け入れた寄附金については、代表受託者は共同受託者間の直近の 3 月末現在の信託財産残高の割合により按分し、遅滞なく共同受託者間に当該財産を配分するものとする。配分を受けた共同受託者は、当該財産を別段預金に入金し、それぞれ単独で受け入れた寄附金と合算して毎月末に本信託に入金するものとする。
- (3) 各共同受託者の個別寄附勧誘努力に基づく郵便局経由の寄附金については、前号

にかかわらず当該共同受託者がその寄附金の管理及び運用を行うものとする。

第4条 代表受託者以外の共同受託者（以下「副受託者」という。）は、本規則第1条に基づき単独で処理した信託事務に関し、代表受託者に報告するものとする。

2. 代表受託者は、本規則第2条に基づき処理した信託事務に関し、各副受託者に報告するものとする。

3. 前二項に定める報告の内容、時期等については、別途共同受託者間で協議するものとする。

4. 副受託者は、前条に基づき受け入れた寄附金の明細を毎年3月、6月、9月及び12月の各末日に前3カ月分をまとめて共同受託者間で制定した所定の様式により代表受託者に遅滞なく報告するものとする。

第5条 内閣総理大臣に提出すべき申請書、届出書その他の書面は、共同受託者が連署して作成するものとする。

第6条 本契約第7条第2項により代表受託者が共同委託者から財産を受け入れたときは、別表に掲げる割合により遅滞なく共同受託者間に当該財産を配分するものとする。

2. 共同受託者は前項にかかわらず、別途その金銭の配分割合を指示できるものとする。

第7条 副受託者は、共同受託者報酬收受基準に基づき收受する信託報酬の中より代表受託者に対し幹事報酬を次のとおり支払う。

(1) 副受託者のそれぞれを受託者とする貸付信託受益権及び合同運用指定金銭信託受益権に運用する部分については、当該財産残高の年1,000分の5の割合で算出された金額の80%

(2) 前号以外のものに運用する部分については、当該財産残高の年1,000分の15の割合で算出された金額の50%

第8条 信託の登記、登録又は表示及び記載以外の信託財産の管理に必要な登録又は表示及び記載は、他の共同受託者の全部又は一部が共同受託者の名義において行うことを必要と認めた場合のほか、その信託財産の運用当事者である各共同受託者の名義において行うことができるものとする。

第9条 本規則に定めなき共同受託者間における信託事務の処理方法については、別途共同受託者間で協議するものとする。

別表

共同受託者	信託財産配分割合
三井住友信託銀行株式会社	15 分の 10
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	15 分の 3
みずほ信託銀行株式会社	15 分の 1
株式会社りそな銀行	15 分の 1

以 上

信託事務の外部委託に係る規則

(委託することができる業務)

第1条 共同受託者は、次に掲げる公益信託事務を第三者に委託することができる。なお、信託財産を害するおそれがないと認められる場合には、共同受託者の利害関係人に委託することができる。

- (1) 助成事業の募集、受付、選考資料作成、助成金給付に関する事務
- (2) 受給者からの報告書受付、取り纏めに関する事務
- (3) 広報及び募金活動に関する事務
- (4) 受給者の顕彰や交流に関する事務

(委託先の基準)

第2条 共同受託者は、前条に定める委託をするときは、次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定する。

- (1) 委託先の信用力に照らし、委託業務の継続的な遂行に懸念がないこと
- (2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (3) 委託される財産の分別管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (4) 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行及び受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること（なお、共同受託者の利害関係人に委託するときは、同種の委託に係る通常の条件に照らして信託財産に不利益を与えるものでない条件によるものとする。）
- (5) 信託管理人に重要な事実を開示した上で信託管理人が承認していること

(委託先の選定方法)

第3条 受託者は、前条に定める委託先の選定にあたっては、代表受託者の委託を実施する部署において前条に定める基準の全てに適合する者であるかを精査し、代表受託者の内部管理に関する業務を所管する部署において確認のうえ、代表受託者の委託を実施する部署の決裁権者が決定する。

(信託財産の保存に係る委託)

第4条 前3条にかかわらず、共同受託者は以下の業務を共同受託者が適当と認める者に委託することができる（共同受託者が本契約第14条第1項第2号の国債等への運

用を行うときに、以下の業務を他の金融機関、証券会社及びこれらの子会社に委託する場合を含む。）。ただし、共同受託者がこの委託を共同受託者の利害関係人との間で行う場合には、信託管理人に重要な事実を開示したうえでその承認を得なければならない。

- (1) 信託財産の保存行為に係る業務
- (2) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
- (3) 共同受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(既存の委託先)

第5条 共同受託者及び信託管理人は、公益信託事務の既存の委託先であり、この公益信託の事務局として、助成案件の調査、モニタリング、広報・募金協力を実施している特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21 が、当規則に掲げる基準に適合する委託先であることを確認する。

以 上

反社会的勢力の排除に係る規則

(反社会的勢力に該当しないことの表明及び確約)

第1条 共同委託者は、自己が、現在、次に掲げる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (7) その他前各号に準ずる者

(暴力団員等との関係に関する不該当の確約)

第2条 共同委託者は、自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(反社会的勢力による行為の禁止)

第3条 共同委託者は、自己又は第三者を利用して、次に掲げる行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、共同受託者の信用を毀損し、又はその業務

を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

以 上

共同受託に関する覚書等の失効に関する同意書

一般財団法人 MRA ハウス（以下「共同委託者」という。）、三井住友信託銀行株式会社、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行（以下「共同受託者」という。）は、本同意書の締結により、次の覚書等は失効することに同意する。

- ① 三井信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東洋信託銀行株式会社、中央信託銀行株式会社、日本信託銀行株式会社及び株式会社大和銀行の間の 1980 年 7 月 1 日付「共同受託に関する事務の覚書」
- ② 財団法人 MRA ハウス、中央三井信託銀行株式会社、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行の間の 2005 年 10 月 3 日付「共同受託に関する協定書」

この協定書は、5 通作成し、共同委託者及び共同受託者がそれぞれ 1 通ずつ保有するものとする。

なお、共同委託者である今井 保太郎氏は死亡したため押印を省略する。

2026 年 6 月 9 日

共同委託者 東京都港区南麻布 4 丁目 9 番 17 号
代表理事 平田 洋樹
一般財団法人 MRA ハウス



共同受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 米山 学朋



共同受託者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 窪田 博



共同受託者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 笹田 賢一



共同受託者 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役社長 千田 一弘



以 上

	北海道	北東北	南東北	関東圏	信越	北陸	中部	大阪	関西圏	中国	四国	九州	沖縄
	北海道	青森県 秋田県 岩手県	宮城県 山形県 福島県	千葉県 神奈川県 東京都 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県	大阪府 京都府 奈良県	滋賀県 和歌山県 兵庫県	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県	香川県 徳島県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	沖縄県
	北海道	北東北	南東北	関東圏	信越	北陸	中部	大阪	関西圏	中国	四国	九州	沖縄

※ () 内は道近運賃料金 近距離 (例えば特急料金を使用しない距離) 場合: 支払わない (近距離交通費は、報酬として支払う)

	北海道	北東北	南東北	関東圏	信越	北陸	中部	大阪	関西圏	中国	四国	九州	沖縄
北海道	10,000	50,000	50,000	100,000	110,000	120,000 (110,520)	130,000 (128,120)	100,000 (119,260)	100,000 (119,260)	100,000 (105,720)	150,000 (148,340)	150,000 (146,380)	150,000 (143,900)
北東北	50,000	10,000	10,000	50,000	40,000	40,000	60,000	65,000	70,000	80,000	80,000	100,000	100,000
南東北	50,000	10,000	10,000	30,000	40,000	40,000	60,000	65,000	70,000	80,000	80,000	100,000	100,000
関東圏	100,000	50,000	30,000	10,000	25,000	40,000	30,000	35,000	40,000	50,000	50,000	100,000	100,000
信越	110,000	40,000	40,000	25,000	10,000	20,000	30,000	60,000	65,000	75,000	75,000	125,000	125,000
北陸	120,000 (110,520)	40,000	40,000	40,000	20,000	10,000	30,000	30,000	30,000	45,000	50,000	75,000	100,000
中部	130,000 (128,120)	60,000	60,000	30,000	30,000	30,000	10,000	30,000	30,000	40,000	50,000	75,000	100,000
大阪	100,000 (119,260)	65,000	65,000	35,000	60,000	30,000	30,000	10,000	10,000	20,000	30,000	50,000	75,000
関西圏	100,000 (119,260)	70,000	70,000	40,000	65,000	30,000	30,000	10,000	10,000	20,000	30,000	50,000	75,000
中国	100,000 (105,720)	80,000	80,000	50,000	75,000	45,000	40,000	20,000	20,000	10,000	20,000	30,000	50,000
四国	150,000 (148,340)	80,000	80,000	50,000	75,000	50,000	50,000	30,000	30,000	20,000	10,000	30,000	50,000
九州	150,000 (146,380)	100,000	100,000	100,000	125,000	75,000	75,000	50,000	50,000	30,000	30,000	10,000	30,000
沖縄	150,000 (143,900)	100,000	100,000	100,000	125,000	100,000	100,000	75,000	75,000	50,000	50,000	30,000	10,000

宿泊費 20,000

公益信託受託者報酬テーブル

基金番号: 定011 基金名: アジア コミュニティ トラスト 基金

業務量の相対的な変化により変更

事業規模の相対的な変化により変更

業務量の相対的な変化により変更

基本情報	事業規模	数量等	作業内容	頻度 / 年	税抜価格 (円)	税込価格 (円)	事業規模 (税支出額)	価格 (税抜)	価格 (税込)
基本情報	事業規模	あり		1	7,250,000	7,975,000	1251万円～1500万円	250,000	275,000
		小計 (税込)			7,250,000	7,975,000	1501万円～2000万円	1,250,000	1,375,000
事業執行	事業要項作成	あり	毎年同じ事業条件		10,000	11,000	2001万円～2500万円	2,250,000	2,475,000
		あり	募集に係る諸要項に毎年度変更あり(募集人数の変更、募集先の数値適定、募集文面変更等)		40,000	44,000	2501万円～3000万円	3,250,000	3,575,000
事業執行	募集活動 (広報支援費)	あり	上記いずれかの作業		250,000	275,000	3001万円～3500万円	4,250,000	4,675,000
		あり	過去の助成実績資料作成		160,000	176,000	3501万円～4000万円	5,250,000	5,775,000
事業執行	募集活動 (広報支援費)	あり	募集内容の掲載を依頼		40,000	44,000	4001万円～4500万円	6,250,000	6,875,000
		あり	募集内容の掲載を依頼		80,000	88,000	4501万円～5000万円	7,250,000	7,975,000
事業執行	募集活動 (ポスター制作)	あり	募集のためのポスター作成		80,000	88,000	5001万円～5500万円	7,750,000	8,525,000
		あり	募集のためのポスター作成		250,000	275,000	5501万円～6000万円	8,250,000	9,075,000
事業執行	募集活動 (動画制作)	あり	募集のための動画制作		820,000	902,000	6001万円～6500万円	8,750,000	9,625,000
		あり	募集のための動画制作		410,000	451,000	6501万円～7000万円	9,250,000	10,175,000
事業執行	募集要項発行、発送数	1 (事務局まで含む)	募集要項を郵送 (又はメール)		10,000	11,000	7001万円～7500万円	9,750,000	10,725,000
		2～30	同上		40,000	44,000	7501万円～8000万円	10,250,000	11,275,000
事業執行	申請書受付 (反社チェック含む)・通数	1～10	形式確認、反社照合		20,000	22,000	8001万円～8500万円	10,750,000	11,825,000
		11～50	同上	1	80,000	88,000	8501万円～9000万円	11,250,000	12,375,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	51～100	同上		160,000	176,000	9001万円～9500万円	11,750,000	12,925,000
		101～	同上		160,000	176,000	9501万円～1億円	12,250,000	13,475,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	海外が含まれれば「1」入力	同上		20,000	22,000	1億円～1億5000万円	12,750,000	14,025,000
		1～10	当社確認事項が貸組み (コア) のみ		40,000	44,000	1億501万円～1億1000万円	13,250,000	14,575,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	11～50	同上		160,000	176,000	1億1001万円～1億1500万円	13,750,000	15,125,000
		51～100	同上		250,000	275,000	1億1501万円～1億2000万円	14,250,000	15,675,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	101～	同上	1	80,000	88,000	1億2001万円～1億2500万円	14,750,000	16,225,000
		海外が含まれれば「1」入力	同上		40,000	44,000	1億2501万円～1億3000万円	15,250,000	16,775,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	11～50	オプション作業事項あり		160,000	176,000	1億3001万円～1億3500万円	15,750,000	17,325,000
		51～100	同上		330,000	363,000	1億3501万円～1億4000万円	16,250,000	17,875,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	101～	同上		490,000	539,000	1億4001万円～1億4500万円	16,750,000	18,425,000
		海外が含まれれば「1」入力	同上		160,000	176,000	1億4501万円～1億5000万円	17,250,000	18,975,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	1～10	オプション作業事項あり		80,000	88,000	1億5001万円～1億5500万円	17,750,000	19,525,000
		11～50	同上		330,000	363,000	1億5501万円～1億6000万円	18,250,000	20,075,000
事業執行	申請書確認、通数資料作成1回目・通数	51～100	同上		650,000	715,000	1億6001万円～1億6500万円	18,750,000	20,625,000
		101～	同上		980,000	1,078,000	1億6501万円～1億7000万円	19,250,000	21,175,000
事業執行	事前評価、通数	海外が含まれれば「1」入力	同上		330,000	363,000	1億7001万円～1億7500万円	19,750,000	21,725,000
		1～10	事前評価の依頼・集計		80,000	88,000	1億7501万円～1億8000万円	20,250,000	22,275,000
事業執行	事前評価、通数	11～50	同上		120,000	132,000	1億8001万円～1億8500万円	20,750,000	22,825,000
		51～100	同上		250,000	275,000	1億8501万円～1億9000万円	21,250,000	23,375,000
事業執行	事前評価、通数	101～	同上		410,000	451,000	1億9001万円～1億9500万円	21,750,000	23,925,000
		海外が含まれれば「1」入力	同上		250,000	275,000	1億9501万円～2億円	22,250,000	24,475,000
選定委員会	選定委員会	あり	審議開催		80,000	88,000	2億円～2億5000万円	22,750,000	25,025,000
		あり	1時間未満の開催		290,000	319,000	2億501万円～2億1000万円	23,250,000	25,575,000
選定委員会	決定通知、発送数	1 (事務局まで含む)	決定通知を郵送 (又はメール)	2	410,000	451,000	2億1001万円～2億1500万円	23,750,000	26,125,000
		2～30	同上		10,000	11,000	2億1501万円～2億2000万円	24,250,000	26,675,000
選定委員会	決定通知、発送数	31～100	同上		40,000	44,000	2億2001万円～2億2500万円	24,750,000	27,225,000
		101～	同上		80,000	88,000	2億2501万円～2億3000万円	25,250,000	27,775,000
選定委員会	決定通知、発送数	海外が含まれれば「1」入力	同上		160,000	176,000	2億3001万円～2億3500万円	25,750,000	28,325,000
		1～10	助成金申込		160,000	176,000	2億3501万円～2億4000万円	26,250,000	28,875,000
選定委員会	決定通知、発送数	11～50	同上	1	20,000	22,000	2億4001万円～2億4500万円	26,750,000	29,425,000
		51～100	同上		50,000	55,000			
選定委員会	決定通知、発送数	101～	同上		70,000	77,000			
		海外が含まれれば「1」入力	同上	1	110,000	121,000			
期中管理	期中管理	1～10	助成金申込		120,000	132,000			
		11～50	同上		80,000	88,000			
期中管理	期中管理	51～100	同上		250,000	275,000			
		101～	同上		410,000	451,000			
期中管理	期中管理	海外が含まれれば「1」入力	同上		820,000	902,000			
		なし	なし		410,000	451,000			
期中管理	使用使途確認 (使用使途が申請書通りか) ※異字金は「なし」	1～10	報告書にて確認	1	0	0			
		11～50	同上		100,000	110,000			
期中管理	使用使途確認 (使用使途が申請書通りか) ※異字金は「なし」	51～100	同上		410,000	451,000			
		101～	同上		610,000	671,000			
期中管理	使用使途確認 (使用使途が申請書通りか) ※異字金は「なし」	海外が含まれれば「1」入力	同上		1,060,000	1,166,000			
		なし	なし		820,000	902,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	1～10	報告書にて確認		0	0			
		11～50	同上		10,000	11,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	51～100	同上		160,000	176,000			
		101～	同上		200,000	220,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	海外が含まれれば「1」入力	同上		250,000	275,000			
		外部開催、紙面開催	受託者が外部開催の開催式で加 又は 受託者が紙面にて開催		410,000	451,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	1～20	受託者が紙面式を開催		250,000	275,000			
		21～100	受託者が紙面式を開催		330,000	363,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	101～	受託者が紙面式を開催		570,000	627,000			
		大規模開催の場合は「1」入力	受託者が紙面式を開催かつ、取付封筒、リハーサル実施、異議上対応、役員、参加者の対応あり		980,000	1,078,000			
生活状況報告書	生活状況報告書 ※異字金は「なし」	海外が含まれれば「1」入力	受託者が紙面式を開催		410,000	451,000			
		小計 (税込)			490,000	539,000			
管理事務	管理事務	あり		1	120,000	132,000			
		あり		1	80,000	88,000			
管理事務	決算事務	あり	単独受託基金における収支決算および事業報告書作成と届出		200,000	220,000			
		あり	共同受託基金における収支決算および事業報告書作成と届出	1	410,000	451,000			
管理事務	決算見込み作成	あり	決算見込みを作成のみ		40,000	44,000			
		あり	上記に加えて期中キャッシュフロー管理が必要		160,000	176,000			
管理事務	信託関係人対応	なし	協議項目なし		0	0			
		あり	協議項目が3個以内		160,000	176,000			
管理事務	運用相談 (債券)	あり	協議項目が4個以上		490,000	539,000			
		あり	説明、購入・期中管理・売却		160,000	176,000			
管理事務	運用相談 (株式)	あり	説明、購入・期中管理・売却		740,000	814,000			
		寄付金・基金			30,000	33,000			
管理事務	寄付金の受入れ・年間件数	1～10	寄付金受領	1	20,000	22,000			
		11～50	同上		50,000	55,000			
管理事務	寄付金の受入れ・年間件数	51～100	同上		70,000	77,000			
		101～	同上		110,000	121,000			
管理事務	機関誌の発行	あり	標準		250,000	275,000			
		1～2	契約管理・モニタリング	1	160,000	176,000			
管理事務	外部委託先管理	3～	同上		330,000	363,000			
		海外が含まれれば「1」入力	同上		650,000	715,000			
管理事務	免状件数	1～2	免状・納品受領		80,000	88,000			
		あり	同上		160,000	176,000			
管理事務	海外対応	海外が含まれれば「1」入力	上記以外の海外対応全般		410,000	451,000			
		運営	運営協議・運営金受領・督促		160,000	176,000			
管理事務	行政対応	あり	報告・検査・その他	1	330,000	363,000			
		あり	特種な認可が必要		330,000	363,000			
管理事務	小計 (税込)				1,232,000				
		合計 (税込)			10,472,000				
管理事務	最低定常報酬額 (税込)				2,750,000				
		総支出額 (手入力) →	48,251,000	税込上限額 (前年度総支出額の22%)	10,615,220				
管理事務	定常報酬額 (税込)				10,472,000				
					合計と最低報酬額の高い方、かつ総支出額の22%以下				